

1. 件名：「高浜発電所第3・4号機 高圧タービン取替工事に係る手続きについての面談」

2. 日時：令和2年6月17日 14時35分～14時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

鈴木主任安全審査官※、薩川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力発電部門 機械設備グループ リーダー 他2名※

5. 要旨

（1）関西電力から、資料に基づき高浜3・4号機の高圧タービン取替工事について出力向上量は既工事の出力向上量を含めても2.4%程度である旨の説明があった。

（2）規制庁は、本工事に係る手続きの範囲について「五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの」に該当しない旨を伝えた。

6. その他

提出資料：

- ・「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」別表第一における「五パーセント以上の定格出力の変更」の解釈について

以上